



# 保険なぜなぜ情報

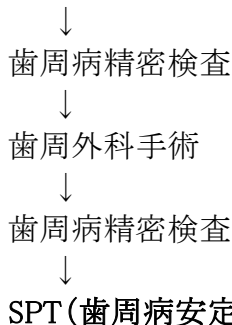
№. 55

## 《SPT と歯周外科手術、歯周治療用装置について》

### 「SPT 開始後、歯周外科手術を実施する場合」

- ・SPT (歯周病安定期治療) 開始後、病状変化で歯周外科手術を実施する場合、直近に歯周精密検査が必要です。
- ・歯周病治療以外の目的で行う歯肉歯槽粘膜形成術の場合は歯周病精密検査を行う必要はありませんが、レセプト摘要欄に理由を記載する事が望ましいです。
- ・SPT 実施後の歯周外科手術は、所定点数の50/100で算定します。(所定点数は、手術と同時に歯槽骨欠損部に骨代用物質を挿入した場合に加算される110点の加算点数を含みます。)
- ・SPT 開始後、病状変化で歯周外科手術を実施した場合、再評価検査として歯周精密検査を行い、再び病状が安定し継続的な管理が必要と判断されるまでの間は、SPT は算定できません。

### (例) SPT (歯周病安定期治療)



### 「歯周治療用装置の調整について」

- ・歯周治療用装置の調整を行う場合、歯リハ1の算定はできません。  
(歯周治療用装置の所定点数には、調整指導、修理等の基本的な技術料は含まれ別に算定できません。)

(令和6年1月5日発送)